参考資料2

景観整備機構について

1 景観整備機構概要

- ・ 景観法(平成16年制定)第92条第1項に基づき、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人またはNPO法人を、景観行政団体の長が指定する団体
- ・ 良好な景観形成を担う主体として位置付けるものであり、民間活力を活用した良好な景観の形成を推進するもの
- ・ 景観整備機構に指定された団体は、景観形成を推進する組織として社会的認知を 得ることができ、活動の円滑化が期待できる。

2 景観整備機構の業務 (法第93条)

- ① 地域住民に対する専門家の派遣、情報提供、相談などの援助
- ② 景観重要建造物または景観重要樹木の管理
- ③ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する公共施設に関する事業もしくは景観重要公共施設に関する事業の実施またはこれらの事業への参加
- ④ ③の事業に有効に利用できる土地の取得、管理、譲渡
- ⑤ 景観農業振興地域整備計画の区域内の土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づく農作業、当該土地についての権利取得、及びその土地の管理
- ⑥ 良好な景観形成に関する調査研究
- ⑦ その他,良好な景観の形成を促進するために必要な業務(シンポジウムや研修会, 景観教室などの啓発事業)
- **3 景観整備機構指定状況**(平成24年8月1日現在,国土交通省)
 - 62自治体(18都県,44市区町村),のベ90団体

内訳:建築士会 のべ41団体 NPO法人 のべ24団体 そ の 他 のべ25団体

※詳細は参考資料3参照